



## エコマーク商品認定審査に関するガイドライン

### 〔本ガイドラインなどの目的〕

本ガイドラインなどは、透明で公正な制度運営のため、エコマーク商品認定審査における各所掌事項について、そのガイドラインと手続きを定めるものである。

全般に、ガイドライン等の内容は、これまでエコマーク事業において実施してきた手順に加え、ISO14024 の要求事項を補足して、全体として文書化したものである。

このガイドラインを改廃する場合は、エコマーク審査委員会(以下「審査委員会」という)またはエコマーク事務局(以下「事務局」という)の発議に基づき、エコマーク運営委員会(以下「運営委員会」という)において委員の過半数の同意を得て議決し、公益財団法人日本環境協会理事長が制定、施行することとする。

## 商品認定審査手順書

### I. 新規申込

エコマーク商品認定の申込があった場合は、事務局は、審査委員会の審議に基づいて、図1に従って商品の審査・認定等の手続きを行うものとする<sup>※1</sup>。

1. 新規申込の締切は毎月末日とする。ただし、土・日・祝日および年末等にあたる時は、当月の最終業務日とする。
2. 事務局は、申込について「エコマーク商品認定・使用申込書(様式2)」により、審査を完了するために必要な全ての情報を取得する。申込みに関する全ての書類をレビュー(整理、確認、書類不備の発見等)、評価(レビュー結果の確認、業務システムへの記録)、評価結果のレビューをし、充足しているものについては、締め切り日以降の直近の審査委員会で審査する。
3. 申込みに関する書類に不備がある場合、事務局から申込者へ書類不備を通知して対応を求め、書類が充足した段階で直近の審査委員会で審査する。提出された証明書類に疑義や確認すべき事項が生じた場合、事務局は必要に応じて電子メール等による申込者からの報告徴収、現地確認等を実施する<sup>※2※3</sup>。なお、書類不備の通知日から6ヵ月以内に書類が充足しない場合は、申込みを却下する。
4. 上記2.および3.で申込商品に基準不達が判明した場合、申込者へ不達を通知して是正の機会を与える。なお、不達の通知日から6ヵ月以内に是正の意思表示がなく書類が充足しない場合は、不認定とする。
5. 審査委員会で審査する書類等(評価結果のレビューに基づく推薦を含む)については、審査委員会の1週間前に各委員宛に事前資料として送付する。
6. 審査結果(認定、不認定、保留)のうち、認定および不認定については、事務局より文書をもって申込者に通知する。不認定については全ての不適合の理由も文書に記載する。
7. 認定となった申込みについては事務局が使用契約等の手続きを行う。
8. 保留となった案件については必要に応じて追加調査等した後、再度、審査委員会において審議する。

※1 事務局職員のうち、商品認定審査の手続きに関わる者は、自らコンサルティングを提供した製品の評価およびレビューに2年間従事してはならない。

※2 申込者からの報告徴収に関わる電子メールのやり取り、現地確認の記録等は、申込みに関する書類(証明書類、試験結果等)を補完する記録として取り扱われる。

※3 提出された試験結果に疑義がある場合、事務局は、実施した試験所以外の第三者機関による試験所(ISO/IEC17025認定試験所等)による再試験の要請、「認証プロセスに関する要員の力量のマネジメントに関する規程」に基づくISO/IEC17025の試験所・校正機関の能力に関する知識を有する要員立ち会いのうえで再試験の実施、または試験所の現地確認を行うことがある。

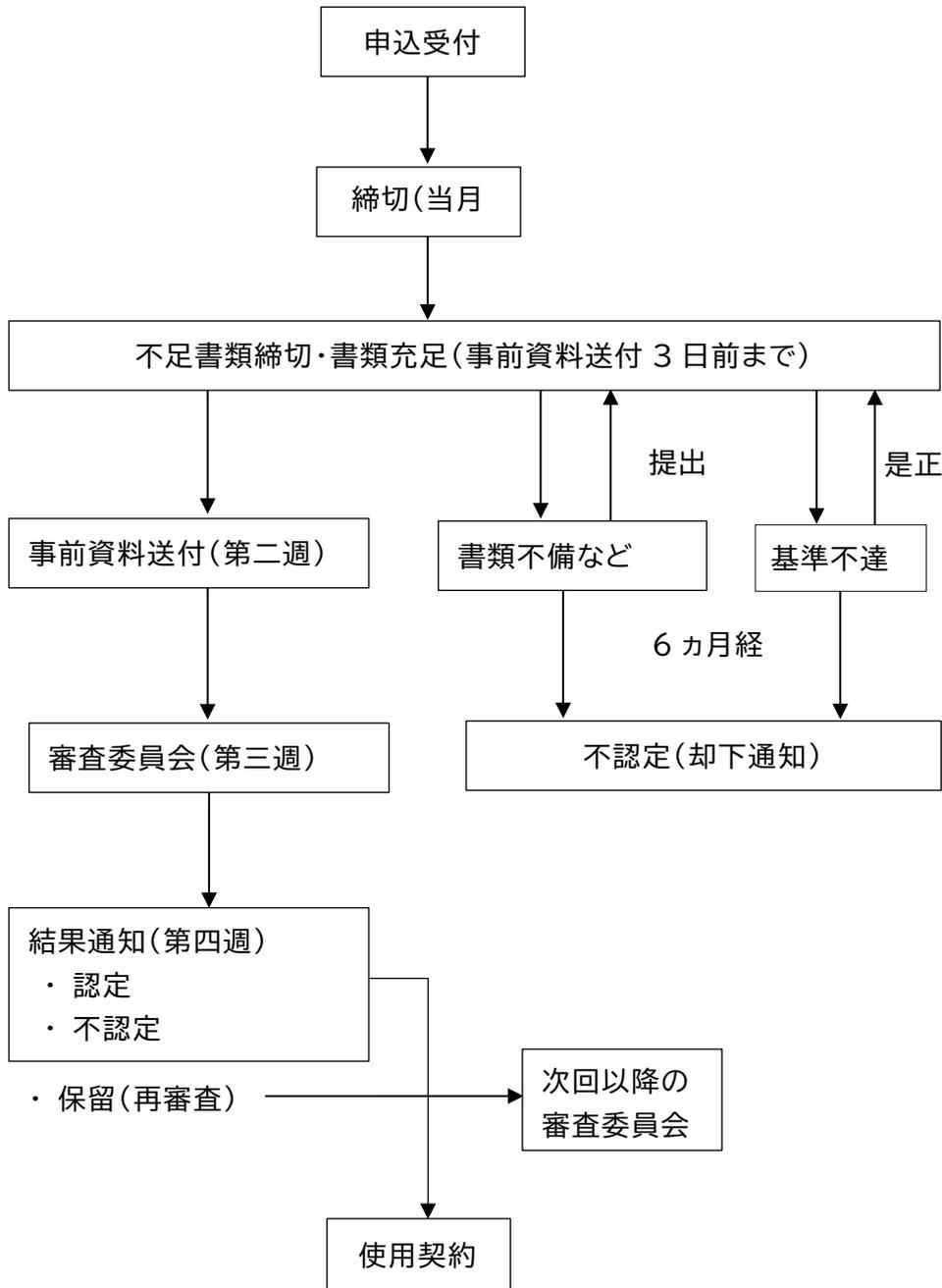


図1 申込受付から結果通知までのフロー図

## II. 追加・変更

1. 追加・変更申込の締切はなく、いつにても受け付ける。
2. 事務局は、申込について「エコマーク商品追加申込書(様式A)」または「エコマーク商品変更申込書(様式B)」により、審査を完了するために必要な全ての情報を取得する。申込みに関する全ての書類をレビュー(整理、確認、書類不備の発見等)、評価(レビュー結果の確認、業務システムへの記録)、評価結果のレビューをし、充足しているものについては随時、審査する。
3. 申込みに関する書類に不備があるものについては、事務局から申込者へ書類不備を通知して対応を求め、書類が充足した段階で随時、審査する。提出された証明書類に疑義や確認すべき事項が生じた場合、事務局は必要に応じて現地確認等を実施する。なお、書類不備の通知日から6ヵ月以内に書類が充足しない場合は、申込みを却下する。
4. 上記2.および3.で申込商品に基準不達が判明した場合、申込者へ不達を通知して是正の機会を与える。なお、不達の通知日から6ヵ月以内に是正の意思表示がなく書類が充足しない場合は、不認定とする。
5. 審査結果は、事務局より文書をもって申込者に通知する。不認定については全ての不適合の理由も文書に記載する。

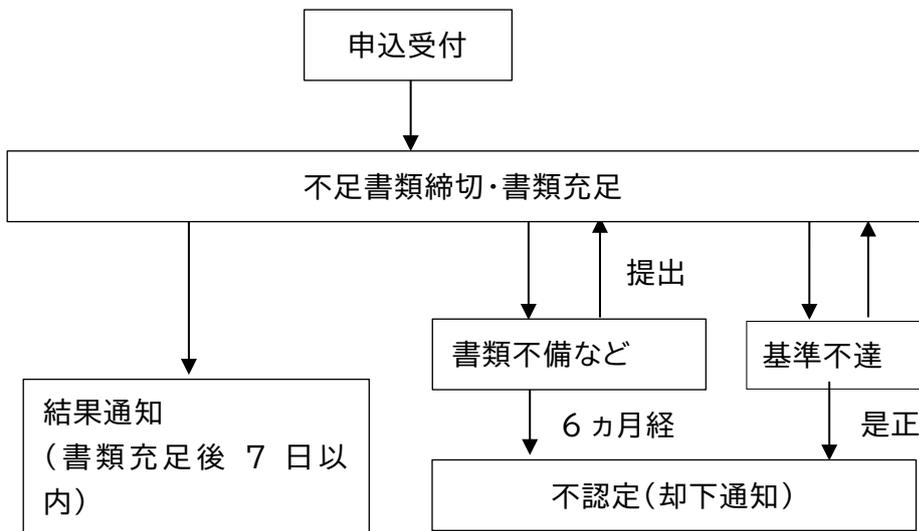


図2 追加・変更受付から結果通知までのフロー図

(本ガイドラインの関連文書)

エコマークのてびき(Ⅰ.新規申込、Ⅱ.追加変更に関連)

WI-01-01 追加変更の業務フロー(非公開)(Ⅱ.追加変更に関連)

WI-03-01 相互認証の処理手順(非公開)(Ⅰ.新規申込、Ⅱ.追加変更に関連)

WI-05-01 エコマーク電子申請システム 管理者マニュアル(Ⅰ.新規申込に関連)

---

[発行] 公益財団法人 日本環境協会 エコマーク事務局

<https://www.ecomark.jp/pdf/EM03.pdf>   ✉ [info@ecomark.jp](mailto:info@ecomark.jp)

[制・改定履歴]

1989年 2月 1日	制定施行
1994年 4月 1日	改定施行
1999年 8月23日	改定施行
2000年 7月 1日	改定施行
2001年 4月 1日	改定施行
2010年 4月 1日	改定施行
2013年 4月 1日	改定施行(公益財団法人設立)
2022年10月 5日	改定施行(6.)(審査手順の見直し、証明書類に対する現地確認等の実施)
2023年 9月 5日	改定施行(関連文書に WI-05-01 の追加)